

意見書・再意見書

H30年 6月0日

吹田市長宛 殿

住所

氏名

電話番号

(法人にあっては、その主たる事務所の
所在地、名称及び代表者氏名)

吹田市開発事業の手續等に関する条例第17条 第1項 ~~第3項~~の規定により、次のとお

説明報告書に対する意見書を提出します。
~~見解書に対する再意見書~~

開発事業の名称	大阪府営佐竹台(5丁目)民活プロジェクト		
事業区域の位置	吹田市佐竹台五丁目115番2の一部(地番)		
予定建築物	<input type="checkbox"/> 共同住宅 <input checked="" type="checkbox"/> 戸建住宅 <input type="checkbox"/> その他()		
意見の内容	緑地帯は残してほしい。		
※受付年月日	30年5月15日	※受付番号	第 号
※備考			30-レ-3



- 注 1 □のある欄は、該当する□にレ印を記入してください。
 2 意見の内容欄に書き込めないときは、別紙に記載し、添付してください。
 3 ※印のある欄は、記入しないでください。
 4 この意見書・再意見書の内容については、一般の閲覧に供します。

大阪府営吹田佐竹台住宅（5丁目）民活プロジェクト 見解書

「吹田市開発事業の手続等に関する条例」の関係住民（敷地境界線から水平距離が当該計画建物の高さの2倍の範囲内の建築物の所有者及び居住者並びに土地所有者）以外の住民様のご意見も含まれておりますが、見解を述べさせていただきます。

No. 1 1

見解書

法面緑地の面積については、現在の計画が、大阪府の入札説明書の要求水準を満たしており、変更する予定はございません。法面緑地の所有形態・管理方法については、現在検討中であり、決定していません。法面緑地の整備方針についても、上記の所有形態・管理方法が大きく影響するので、未定です。今後、行政を含めて協議していく予定です。ご理解賜りたく存じます。

貴重なご意見誠にありがとうございます。

意見書・再意見書

H30年 6月 1 日

吹田市長宛 殿

住 所

氏 名

電話番号

(法人にあつては、その主たる事務所の
所在地、名称及び代表者氏名)

吹田市開発事業の手續等に関する条例第17条 第1項 ~~第3項~~ の規定により、次のとお

説明報告書に対する意見書 を提出します。
~~見解書に対する再意見書~~

開 発 事 業 の 名 称	大阪府営佐竹台(5丁目)民活プロジェクト		
事 業 区 域 の 位 置	吹田市佐竹台五丁目115番2の一部(地番)		
予 定 建 築 物	<input type="checkbox"/> 共同住宅 <input checked="" type="checkbox"/> 戸建住宅 <input type="checkbox"/> その他 ()		
意 見 の 内 容	<p>・ 一期会の西側にある現在の緑地帯をそのままに残して欲しい</p> <p>・ 戸建住宅の一戸画をもうすこす大きくしたい</p>		
※受付年月日	30年5月15日	※受付番号	第 号 <u>30-シ-3</u> ※受付印
※備 考			<p>受付 開発審本室 30.6.18 <u>30-シ-3</u></p>

- 注 1 □のある欄は、該当する□にレ印を記入してください。
 2 意見の内容欄に書き込めないときは、別紙に記載し、添付してください。
 3 ※印のある欄は、記入しないでください。
 4 この意見書・再意見書の内容については、一般の閲覧に供します。

大阪府営吹田佐竹台住宅（5丁目）民活プロジェクト 見解書

「吹田市開発事業の手続等に関する条例」の関係住民（敷地境界線から水平距離が当該計画建物の高さの2倍の範囲内の建築物の所有者及び居住者並びに土地所有者）以外の住民様のご意見も含まれておりますが、見解を述べさせていただきます。

No. 1 2

見解書

法面緑地の面積については、現在の計画が、大阪府の入札説明書の要求水準を満たしており、変更する予定はございません。法面緑地の所有形態・管理方法については、現在検討中であり、決定していません。法面緑地の整備方針についても、上記の所有形態・管理方法が大きく影響するので、未定です。今後、行政を含めて協議していく予定です。宅地面積につきましては、当計画地は第一種中高層住居専用地域であり、吹田市の条例基準では最低宅地面積が100㎡になりますが、全区画を150㎡以上となるような計画で進めております。ご理解賜りたく存じます。

貴重なご意見誠にありがとうございます。

意見書・再意見書

H30年 6月10日

吹田市長宛 殿

住所


氏名

電話番号

(法人にあっては、その主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名)

吹田市開発事業の手續等に関する条例第17条 第1項 第3項の規定により、次のとお

説明報告書に対する意見書
見解書に対する再意見書
を提出します。

開発事業の名称	大阪府営佐竹台(5丁目)民活プロジェクト		
事業区域の位置	吹田市佐竹台五丁目115番2の一部(地番)		
予定建築物	<input type="checkbox"/> 共同住宅 <input checked="" type="checkbox"/> 戸建住宅 <input type="checkbox"/> その他()		
意見の内容	<p>高層の府営住宅、戸建の戸とぎ(リズム)の組み合わせ 広場へ緑地が少なく 50数年住みよはに新 か 棟変わり(す) どのか 緑地帯を多く。 戸建を少なく 後の世代のために、緑の中かな。 千里ニュータウンを残してください。 説明会は出席していませんが 詳しいことは知り ませんが 予定図を見て思いました。</p>		
※受付年月日	30年5月5日	※受付番号	第 号
※備考			30-レ-3
		※受付印	

- 注 1 □のある欄は、該当する□にレ印を記入してください。
 2 意見の内容欄に書き込めないときは、別紙に記載し、添付してください。
 3 ※印のある欄は、記入しないでください。
 4 この意見書・再意見書の内容については、一般の閲覧に供します。

大阪府営吹田佐竹台住宅（5丁目）民活プロジェクト 見解書

「吹田市開発事業の手続等に関する条例」の関係住民（敷地境界線から水平距離が当該計画建物の高さの2倍の範囲内の建築物の所有者及び居住者並びに土地所有者）以外の住民様のご意見も含まれておりますが、見解を述べさせていただきます。

No. 1 3

見解書

本計画地の緑地計画につきましては、敷地東側にある府営住宅の緑地の一部（活用地部分のみで約 1,130 m²）を法面緑地として整備し、戸建住宅の宅地内緑化についても地区計画若しくは建築協定にて一定のルールを設ける予定でございます。法面緑地の面積については、現在の計画が、大阪府の入札説明書の要求水準を満たしており、変更する予定はございません。法面緑地の所有形態・管理方法については、現在検討中であり、決定していません。法面緑地の整備方針についても、上記の所有形態・管理方法が大きく影響するので、未定です。今後、行政を含めて協議していく予定です。宅地面積につきましては、当計画地は第一種中高層住居専用地域であり、吹田市の条例基準では最低宅地面積が 100 m²になりますが、全区画を 150 m²以上となるような計画で進めております。ご理解賜りたく存じます。

貴重なご意見誠にありがとうございます。

意見書・再意見書

H30年 6月/3日

吹田市長宛 殿

住所


氏名

電話番号

(法人にあつては、その主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名)

吹田市開発事業の手續等に関する条例第17条 第1項 ~~第3項~~の規定により、次のとお

説明報告書に対する意見書を提出します。
~~見解書に対する再意見書~~

開発事業の名称	大阪府営佐竹台(5丁目)民活プロジェクト		
事業区域の位置	吹田市佐竹台五丁目115番2の一部(地番)		
予定建築物	<input type="checkbox"/> 共同住宅 <input checked="" type="checkbox"/> 戸建住宅 <input type="checkbox"/> その他()		
意見の内容	<p>私たちが佐竹台を終の棲家に選んだ理由は、緑が豊かでゆたかと落ち着いた街並みにあこがれたからであり、長年吹田市に住民が力を合わせ今があると思ひます。この住環境こそが、財産といえます。</p> <p>皆も同じ様にこの佐竹台を大切に思っています。その思いを汲んだ上で、一期会の西側の緑地帯を残し、戸建住宅はもう少し大きくし、地盤変更せずに、この地域に馬ツ染む様な造成を希望いたします。</p>		
※受付年月日	30年5月5日	※受付番号	第 号 30-レ-3
※備考		※受付印	

- 注 1 □のある欄は、該当する□にレ印を記入してください。
 2 意見の内容欄に書き込めないときは、別紙に記載し、添付してください。
 3 ※印のある欄は、記入しないでください。
 4 この意見書・再意見書の内容については、一般の閲覧に供します。

大阪府営吹田佐竹台住宅（5丁目）民活プロジェクト 見解書

「吹田市開発事業の手続等に関する条例」の関係住民（敷地境界線から水平距離が当該計画建物の高さの2倍の範囲内の建築物の所有者及び居住者並びに土地所有者）以外の住民様のご意見も含まれておりますが、見解を述べさせていただきます。

No. 1 4

見解書

法面緑地の面積については、現在の計画が、大阪府の入札説明書の要求水準を満たしており、変更する予定はございません。法面緑地の所有形態・管理方法については、現在検討中であり、決定していません。法面緑地の植栽計画を含めた地盤整備方針についても、上記の所有形態・管理方法が大きく影響するので、未定です。今後、行政を含めて協議していく予定です。宅地面積につきましては、当計画地は第一種中高層住居専用地域であり、吹田市の条例基準では最低宅地面積が100㎡になりますが、全区画を150㎡以上となるような計画を進めております。ご理解賜りたく存じます。

貴重なご意見誠にありがとうございます。

意見書・再意見書

H30年 6月14日

吹田市長宛

住所


氏名

電話番号

(法人にあっては、その主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名)

吹田市開発事業の手續等に関する条例第17条 第1項 ~~第3項~~の規定により、次のとお

説明報告書に対する意見書 ~~見解書に対する再意見書~~を提出します。

開発事業の名称	大阪府営佐竹台(5丁目)民活プロジェクト		
事業区域の位置	吹田市佐竹台五丁目115番2の一部(地番)		
予定建築物	<input type="checkbox"/> 共同住宅 <input checked="" type="checkbox"/> 戸建住宅 <input type="checkbox"/> その他()		
意見の内容	<p>緑の多い、ゆったりとした感じに していただきたいと思っております。</p>		
※受付年月日	30年5月15日	※受付番号	第 号 30-シ-3
※備考			※受付印 

- 注 1 □のある欄は、該当する□にレ印を記入してください。
 2 意見の内容欄に書き込めないときは、別紙に記載し、添付してください。
 3 ※印のある欄は、記入しないでください。
 4 この意見書・再意見書の内容については、一般の閲覧に供します。

大阪府営吹田佐竹台住宅（5丁目）民活プロジェクト 見解書

「吹田市開発事業の手続等に関する条例」の関係住民（敷地境界線から水平距離が当該計画建物の高さの2倍の範囲内の建築物の所有者及び居住者並びに土地所有者）以外の住民様のご意見も含まれておりますが、見解を述べさせていただきます。

No. 15

見解書

本計画地の緑地計画につきましては、敷地東側にある府営住宅の緑地の一部（活用地部分のみで約 1,130 m²）を法面緑地として整備し、戸建住宅の宅地内緑化についても地区計画若しくは建築協定にて一定のルールを設ける予定でございます。法面緑地の面積については、現在の計画が、大阪府の入札説明書の要求水準を満たしており、変更する予定はございません。法面緑地の所有形態・管理方法については、現在検討中であり、決定していません。法面緑地の整備方針についても、上記の所有形態・管理方法が大きく影響するので、未定です。今後、行政を含めて協議していく予定です。ご理解賜りたく存じます。

貴重なご意見誠にありがとうございます。

意見書

H 30. 6. 9 (土)

住所

氏名

吹田市長様

・ 一期会の西側にある現在の緑地帯をそのまま残すべきである。
・ 戸建住宅の一区間を大きくしてほしい

・ 一期会西側の戸建住宅用地の地盤を変更せず
に現状地形を維持してほしい

受付年月日 30.5.15

受付番子 30-2-3



大阪府営吹田佐竹台住宅（5丁目）民活プロジェクト 見解書

「吹田市開発事業の手続等に関する条例」の関係住民（敷地境界線から水平距離が当該計画建物の高さの2倍の範囲内の建築物の所有者及び居住者並びに土地所有者）以外の住民様のご意見も含まれておりますが、見解を述べさせていただきます。

No.16

見解書

- ・法面緑地の面積については、現在の計画が、大阪府の入札説明書の要求水準を満たしており、変更する予定はございません。法面緑地の所有形態・管理方法については、現在検討中であり、決定していません。法面緑地の地盤整備方針についても、上記の所有形態・管理方法が大きく影響するので、未定です。今後、行政を含めて協議していく予定です。ご理解賜りたく存じます。
- ・宅地面積につきましては、当計画地は第一種中高層住居専用地域であり、吹田市の条例基準では最低宅地面積が100㎡になりますが、全区画を150㎡以上となるような計画で進めております。ご理解賜りたく存じます。
- ・前述の理由から法面緑地の地盤整備方針については未定です。ご理解賜りたく存じます。

貴重なご意見誠にありがとうございます。

意見書・再意見書

H30年 6月17日

吹田市長宛 殿

住所

氏名

電話番号

(法人にあっては、その主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名)

吹田市開発事業の手續等に関する条例第17条 第1項 第3項の規定により、次のとお

説明報告書に対する意見書
見解書に対する再意見書
を提出します。

開発事業の名称	大阪府宮佐竹台(5丁目)民活プロジェクト		
事業区域の位置	吹田市佐竹台五丁目115番2の一部(地番)		
予定建築物	<input type="checkbox"/> 共同住宅 <input checked="" type="checkbox"/> 戸建住宅 <input type="checkbox"/> その他()		
意見の内容	<p>1. 工事期間中における周辺道路等の安全確保全般について</p> <p>2. 工事用車両の市道進入時における土砂等おせんについて対策</p> <p>以上</p>		
※受付年月日	30年5月5日	※受付番号	第 号
※備考			30-レ-3



- 注 1 □のある欄は、該当する□にレ印を記入してください。
 2 意見の内容欄に書き込めないときは、別紙に記載し、添付してください。
 3 ※印のある欄は、記入しないでください。
 4 この意見書・再意見書の内容については、一般の閲覧に供します。

大阪府営吹田佐竹台住宅（5丁目）民活プロジェクト 見解書

「吹田市開発事業の手続等に関する条例」の関係住民（敷地境界線から水平距離が当該計画建物の高さの2倍の範囲内の建築物の所有者及び居住者並びに土地所有者）以外の住民様のご意見も含まれておりますが、見解を述べさせていただきます。

No. 17

見解書

1. 工事の安全対策につきましては、細心の注意を払い行って参ります。今後、吹田市環境の保全等に関する条例に則り、解体工事の説明、新築工事の説明をさせて頂く予定であり、詳細な説明をさせていただきます。ご理解賜りたく存じます。
2. 工事車両による道路の汚れにつきましては、工事中は適宜清掃を行って参ります。今後、吹田市環境の保全等に関する条例に則り、解体工事の説明、新築工事の説明をさせて頂く予定であり、詳細な説明をさせていただきます。ご理解賜りたく存じます。

貴重なご意見誠にありがとうございます。

意見書・再意見書

H30年 6月/2日

吹田市長宛 *（宛）*

住所

氏名

電話番号

（法人にあつては、その主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名）

吹田市開発事業の手續等に関する条例第17条 第1項 ~~第3項~~の規定により、次のとお

説明報告書に対する意見書を提出します。
~~見解書に対する再意見書~~

開発事業の名称	大阪府営佐竹台(5丁目)民活プロジェクト		
事業区域の位置	吹田市佐竹台五丁目115番2の一部(地番)		
予定建築物	<input type="checkbox"/> 共同住宅 <input checked="" type="checkbox"/> 戸建住宅 <input type="checkbox"/> その他()		
意見の内容	別紙参照		
※受付年月日	30年5月5日	※受付番号	第 号
※備考			30-レ-3



- 注 1 □のある欄は、該当する□にレ印を記入してください。
 2 意見の内容欄に書き込めないときは、別紙に記載し、添付してください。
 3 ※印のある欄は、記入しないでください。
 4 この意見書・再意見書の内容については、一般の閲覧に供します。

1. 戸建住宅の一区画を大きくしてほしい。
2. 戸建住宅の用地を、現状の千里ニュータウンの戸建住宅に合わせて第一種低層住専にしてほしい。
3. 戸建住宅に緑地を含んで売却すると、将来に亘り緑地が残る保証はない。管理面も不安残る。このような緑地を緑化面積に含めることは、認められない。現状の緑地は残す方向で、再検討をしてもらいたい。
4. 戸建住宅の予定地は74戸と相当多数であるが、緑地や公園が全くないのはおかしい。少なくとも二か所以上の公園を作るように、吹田市から指導してもらいたい。
5. 本年2月15日の大阪府による第一回説明会で、出席者から意見を種々申し上げたが、大阪府の担当は、第一種低層住専など土地の用途地域は吹田市に、緑地の問題は業者に伝えますと答弁されました。しかし、現在までこれと言って改善はありません。
6. 千里ニュータウンは、緑多き住宅地として発展してまいりました。この計画は、特に戸建の部分は、一般の建売住宅そのものであり、緑地などを全く考慮していない計画になっています。府営住宅の老朽化により建て替えの必要性は理解致しますが、府営住宅周辺にも緑地が多い現状と較べ、緑地が極端に減少しています。
吹田市におかれましては、これらの現状をご賢察の上、千里ニュータウンの住宅環境維持につきご指導いただけますようお願い致します。

以上

大阪府営吹田佐竹台住宅（5丁目）民活プロジェクト 見解書

「吹田市開発事業の手続等に関する条例」の関係住民（敷地境界線から水平距離が当該計画建物の高さの2倍の範囲内の建築物の所有者及び居住者並びに土地所有者）以外の住民様のご意見も含まれておりますが、見解を述べさせていただきます。

No. 18

見解書

1. 宅地面積につきましては、当計画地は第一種中高層住居専用地域であり、吹田市の条例基準では最低宅地面積が100㎡になりますが、全区画を150㎡以上となるような計画で進めております。ご理解賜りたく存じます。
2. 用途地域とは都市の環境保全や利便の増進のために、地域における建物に一定の制限を行う地域であり、都市計画法に基づいて見直しをされますが、用途地域の変更につきましては、当方がお答え出来る事ではございません。ご理解賜りたく存じます。
3. 法面緑地の面積については、現在の計画が、大阪府の入札説明書の要求水準を満たしており、変更する予定はございません。法面緑地の所有形態・管理方法については、現在検討中であり、決定していません。法面緑地の整備方針についても、上記の所有形態・管理方法が大きく影響するので、未定です。今後、行政を含めて協議していく予定です。ご理解賜りたく存じます。
4. 千里ニュータウン内には大きな公園が多数存在しております。当計画内には公園の設置を考えておりません。なお、新設する集会所の既存法面を取り込み、緑地空間の中を通過して「みはらし遊園」とつなぐような計画を考えております。吹田市へのご意見に関しましては、お答え出来る立場ではございません。ご理解賜りたく存じます。
5. 吹田市へのご意見に関しては、お答え出来る立場ではございません。大阪府から説明会にて住民様より出た意見については、聞いておりますが、本見解書の通りでございます。ご理解賜りたく存じます。
6. 当計画地は第一種中高層住居専用地域であり、吹田市の条例基準では最低宅地面積が100㎡になりますが、全区画を150㎡以上となるような計画で進めております。戸建住宅の宅地内緑化についても地区計画若しくは建築協定にて一定のルールを設ける予定でございます。吹田市へのご質問に関しましては、お答え出来る立場ではございません。ご理解賜りたく存じます。

貴重なご意見誠にありがとうございます。

意見書・再意見書

H30年 6月 13日

吹田市長宛

住所

氏名

電話番号

(法人にあつては、その主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名)

吹田市開発事業の手續等に関する条例第17条 第1項 ~~第3項~~の規定により、次のとお

説明報告書に対する意見書を提出します。
~~見解書に対する再意見書~~

開発事業の名称	大阪府営佐竹台(5丁目)民活プロジェクト		
事業区域の位置	吹田市佐竹台五丁目115番2の一部(地番)		
予定建築物	<input type="checkbox"/> 共同住宅 <input checked="" type="checkbox"/> 戸建住宅 <input type="checkbox"/> その他()		
意見の内容	<ul style="list-style-type: none"> ◦ 千里ニュータウンに56年住み、住民は緑を守る為には努力をしてきました。この良好な環境と壊してほしくありません。 ◦ 一期会西側の緑地帯と是非残してほしい。 ◦ 戸建住宅の中に公園又は広場と設置してほしい。 ◦ 戸建住宅の一区画ともう少し大きくしてほしい。 ◦ 事業者は豊かな緑とゆとりある住環境を継承する為には市が定める千里ニュータウンのまちづくりと環境配慮指針ともしっかり考えしてほしいです。 		
※受付年月日	30年5月5日	※受付番号	第 号 30-シ-3
※備考			※受付印



- 注 1 □のある欄は、該当する□にレ印を記入してください。
 2 意見の内容欄に書き込めないときは、別紙に記載し、添付してください。
 3 ※印のある欄は、記入しないでください。
 4 この意見書・再意見書の内容については、一般の閲覧に供します。

大阪府営吹田佐竹台住宅（5丁目）民活プロジェクト 見解書

「吹田市開発事業の手続等に関する条例」の関係住民（敷地境界線から水平距離が当該計画建物の高さの2倍の範囲内の建築物の所有者及び居住者並びに土地所有者）以外の住民様のご意見も含まれておりますが、見解を述べさせていただきます。

No. 19

見解書

- ・本計画地の緑地計画につきましては、敷地東側にある府営住宅の緑地の一部（活用地部分のみで約 1,130 m²）を法面緑地として整備し、戸建住宅の宅地内緑化についても地区計画若しくは建築協定にて一定のルールを設ける予定でございます。ご理解賜りたく存じます。
- ・法面緑地の面積については、現在の計画が、大阪府の入札説明書の要求水準を満たしており、変更する予定はございません。法面緑地の所有形態・管理方法については、現在検討中であり、決定していません。法面緑地の整備方針についても、上記の所有形態・管理方法が大きく影響するので、未定です。今後、行政を含めて協議していく予定です。ご理解賜りたく存じます。
- ・千里ニュータウン内には大きな公園が多数存在しております。当計画内には公園・広場の設置を考えておりません。なお、新設する集会所の既存法面を取り込み、緑地空間の中を通過して「みはらし遊園」とつなぐような計画を考えております。ご理解賜りたく存じます。
- ・当計画地は第一種中高層住居専用地域であり、吹田市の条例基準では最低宅地面積が 100 m²になりますが、全区画を 150 m²以上となるような計画で進めております。ご理解賜りたく存じます。
- ・千里ニュータウンのまちづくり指針、環境配慮指針を厳守し、周辺の住環境との調和を維持した計画を進めて参ります。ご理解賜りたく存じます。

貴重なご意見誠にありがとうございます。

意見書・再意見書

平成30年6月 日

吹田市長宛

住所
氏名
電話番号

(法人にあつては、その主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名)

吹田市開発事業の手續等に関する条例第17条 第1項 ~~第3項~~の規定により、次のとおり 説明報告書に対する意見書 ~~見解書に対する再意見書~~を提出します。

開発事業の名称	大阪府営吹田佐々台(5丁目)民活プロジェクト		
事業区域の位置	吹田市佐々台5丁目115番2の一部(地番)		
予定建築物	<input type="checkbox"/> 共同住宅 <input checked="" type="checkbox"/> 戸建住宅 <input type="checkbox"/> その他()		
意見の内容	<p>戸建の住宅の数を減らして、1~2ヶ所 児童遊園みたくものは、作れないのですか？</p> <p>そのためにも、西側の緑地帯は必要だ"と思います。</p> <p>また、災害時はどのよう避難難行程とするのですか？</p> <p>そのための空間は、必要ないのですか？</p>		
※受付年月日	30年5月5日	※受付番号	第 号
※備考			30-レ-3



- 注 1 □のある欄は、該当する□にレ印を記入してください。
 2 意見の内容欄に書き込めないときは、別紙に記載し、添付してください。
 3 ※印のある欄は、記入しないでください。
 4 この意見書・再意見書の内容については、一般の閲覧に供します。

大阪府営吹田佐竹台住宅（5丁目）民活プロジェクト 見解書

「吹田市開発事業の手続等に関する条例」の関係住民（敷地境界線から水平距離が当該計画建物の高さの2倍の範囲内の建築物の所有者及び居住者並びに土地所有者）以外の住民様のご意見も含まれておりますが、見解を述べさせていただきます。

No.20

見解書

千里ニュータウン内には大きな公園が多数存在しております。当計画内には児童遊園の設置を考えておりません。なお、集会所は法面緑地を取り込み、緑地空間の中を通過して「みはらし遊園」とつなぐような計画を考えております。法面緑地の面積については、現在の計画が、大阪府の入札説明書の要求水準を満たしており、変更する予定はございません。法面緑地の所有形態・管理方法については、現在検討中であり、決定していません。法面緑地の整備方針についても、上記の所有形態・管理方法が大きく影響するので、未定です。今後、行政を含めて協議していく予定です。災害時の避難行程の空間につきましては、考えておりませんが上記の緑地空間の中を通過して「みはらし遊園」とつなぐような計画を考えております。ご理解賜りたく存じます。

貴重なご意見誠にありがとうございます。